

# 豊中市老人日常生活用具の給付事業

## ■ サービスを利用できる人

豊中市在住の65歳以上のひとり暮らしの人又はこれに準じる人で、火の消し忘れなどがあり、防火の配慮が必要な人

## ■ 日常生活用具の種類

電磁調理器（IH用の片手鍋・フライパン付き）

## ■ 自己負担

前年度の所得税額により、自己負担が生じる場合があります。

※他市から転入された方は、所得税額確認のため、源泉徴収票及び確定申告書の写しを提出していただくことがあります。

## ■ 申込から設置までの流れ

①申込者は申込書を市へ提出してください。

②申込者あてに決定通知書を送付します。

※決定通知書が申込者に届くまで、2週間程度かかります。

③業者から申込者に、器具取り付けの日程調整のため、電話連絡をさせていただきます。

申込者は、業者と直接日程調整をしてください。ただし、申込者が対応できないときは、親族・ケアマネージャーなどが代行することも可能です。

④器具設置後、申込者には、日常生活用具給付券に用具受領者の署名又は受領印をしていただきます。（親族の代理受領も可。ただし、この場合は対象者との続柄も記入。）

## ■ その他

器具が故障した場合・・・故障は、自己負担となります。

廃棄処分する場合・・・廃棄処分は、自己負担となります。

## ■ 設置業者連絡先

原電気株式会社

〒561-0885 豊中市岡町1番25号

電話：06-6842-3544

<問い合わせ先>

豊中市役所 福祉部 長寿安心課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（第二庁舎1階）

電話 06-6858-2856（直通）